

第5章

地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

第1節◎薩摩川内経済圏の創出

第2節◎農業の振興

第3節◎林業の振興

第4節◎水産業の振興

第5節◎商工業の振興

第6節◎観光の振興

薩摩国分寺秋の夕べ【川内】

第1節 薩摩川内経済圏の創出 174

- 1 都市ブランドの創出・活用
- 2 農商工連携による市内事業者の利用の促進
- 3 地産地消・食農教育の推進

第2節 農業の振興..... 177

- 1 農業経営の強化
- 2 農業公社の充実
- 3 畜産振興対策の推進
- 4 重点品目等の振興及び特産品の開発
- 5 農村地域の振興
- 6 農業・農村基盤整備の推進

第3節 林業の振興..... 185

- 1 森林資源の確保
- 2 林業経営の高度化
- 3 特用林産の振興
- 4 林業生産基盤の整備

第4節 水産業の振興..... 189

- 1 安定的な水産業経営の実現
- 2 つくり育てる漁業の推進
- 3 水産加工の高度化
- 4 漁村地域の振興
- 5 漁業・漁村基盤整備の推進

第5節 商工業の振興..... 193

- 1 商工業団体への支援の充実
市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化
- 2 既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進
- 3 雇用・就業環境の充実
- 4 産業拠点の整備・活用の推進

第6節 観光の振興..... 202

- 1 観光資源の複合的な活用（地域連携型観光農園の創出）
- 2 スポーツ大会や合宿・コンベンションなどの誘致
- 3 受入態勢等の整備
- 4 温泉資源の活用と温泉街の活性化
- 5 観光施設の機能の充実

第1節 薩摩川内経済圏の創出

＜現状と課題＞

市町村合併前においては、農林水産業の振興などの産業振興施策の多くは、域内の製品の販路を域外に求める形で進められてきました。これは、各市町村のみの市場では、市場規模が小さかったことによるものです。

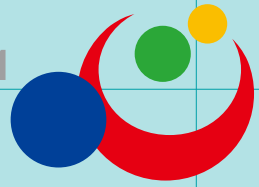
今後は、10万人都市としての市場規模を活かし、自立した薩摩川内経済圏を創出することが可能となりました。

特に島しょ部では、本土への輸送時間がかかることから、鮮度面での不利もありますが、川内甕島航路の開設に向けた調査・研究を進め、流通・販売体制を確立することで、10万人市民が市内事業者を積極的に利用するようになれば、消費購買力の市外流出に歯止めをかけることができるだけでなく、市内に新しいビジネスチャンスが生まれることになります。

また、地元生産者の顔の見える「地産地消」の取組を10万人市場で推進することによって、市内の農林水産業が一体となって、自然の生態系を活かした環境にやさしい産地づくりを目指すことも可能となり、安全・安心な食材供給基地としての地位が確立されることも期待できます。

このような地産地消を推進することで、付加価値の高い薩摩川内ブランドが形成され、他の地域とは違うまちとして地域外の人々に選択され、地域外の資金・人材を呼び込むような持続的な地域経済の活性化が図られ、大都市やアジアの市場を開拓していくことや、さらには、市民の一体感の醸成に寄与することも期待されるところです。

また、産業構造の変化や技術革新・情報化、勤労者の就業意識の変化などが進んでいることから、自立した薩摩川内経済圏を創出すると同時に、企業・関係機関と協調しながら、雇用・就業条件の拡大や情報通信技術を活用した遠隔勤務などの就業形態の多様化に対応していくことも課題となります。



■産業・経済指標

区 分		年 度	平成12年度	平成17年度
製造品出荷額等		(億円)	2,220	1,856
年間商品販売額		(億円)	1,816	1,914
<市内総生産額>				
○第1次産業総生産額		(百万円)	7,632	5,724
○第2次産業総生産額		(百万円)	133,423	107,358
○第3次産業総生産額		(百万円)	295,288	284,527
市民所得		(百万円)	280,124	243,595
一人当たり所得		(千円)	2,656	2,380

(資料：市町村民所得推計報告書)

■産業別就業者数

(単位：人，%)

区 分		年 次	平成12年	平成17年
就 業 人 口		(人)	49,102	47,183
第 1 次 産 業		(人)	4,591	4,356
第 2 次 産 業		(人)	16,551	13,838
第 3 次 産 業		(人)	27,834	28,783
構 成 比	第 1 次 産 業	(%)	9.3	9.2
	第 2 次 産 業	(%)	33.7	29.3
	第 3 次 産 業	(%)	56.7	61.0

(資料：国勢調査)

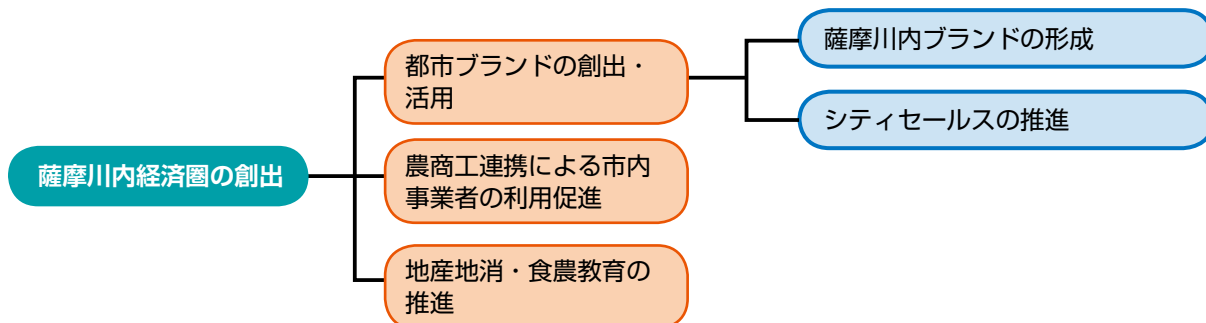
■薩摩川内市の知名度（平成 20 年度）

		知っている		行ったことがある		今後行ってみたい	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1	鹿児島市	23,851	90.0	9,443	35.6	11,986	45.2
2	指宿市	16,926	63.9	6,161	23.2	11,959	45.1
3	霧島市	14,385	54.3	4,237	16.0	7,656	28.9
4	出水市	7,871	29.7	1,484	5.6	2,047	7.7
5	鹿屋市	5,610	21.2	1,305	4.9	1,498	5.7
6	薩摩川内市	4,792	18.1	1,247	4.7	1,549	5.8
7	阿久根市	3,797	14.3	761	2.9	878	3.3
8	南さつま市	2,354	8.9	503	1.9	838	3.2
9	いちき串木野市	2,081	7.9	694	2.6	643	2.4
知らない，行ったことがない，行きたくない		2,047	7.7	13,692	51.7	4,966	18.7

《参考：回答総数 26,509 件，福岡県・大阪府・東京都の居住者を対象としたインターネット調査》

(資料：企画政策課)

<施策の体系>



<計画の内容>

1 都市ブランドの創出・活用

(1) 薩摩川内ブランドの形成

本市の魅力的な商品・サービスの発見・育成・開発を図るため、特産品コンクールの実施や特産品の推奨品化を行います。

また、特に有力なものをトップブランドに認証するなど、品質の向上に努めます。

このような薩摩川内ブランドの形成については、薩摩川内ブランド推進会議による検討を行い、各種事業の展開を図ります。

(2) シティセールスの推進

統一キャッチフレーズである「薩摩川内スピリッツ」やロゴマークを活用し、多様なメディア等による宣伝活動や市内外でのイベント活動等を実施します。

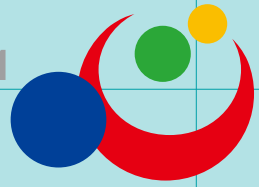
また、市民、コミュニティ協議会、観光団体、経済団体及び各種団体等と幅広く連携を図りつつ、本市ならではの魅力ある資源や話題性のある最新情報等を総合的かつ戦略的に発信していくことで、本市の知名度や好感度の向上を図り、各種コンベンションやスポーツ合宿等の誘致、企業誘致の実現を目指します。

2 農商工連携による市内事業者の利用の促進

産業間の連携強化により、地域経済の活性化に努めるため、農林水産団体や商工業団体等による農商工連携を推進し、市民による市内事業者の積極的な利用を推奨し、活力ある地域づくりを目指します。

3 地産地消・食農教育の推進

「薩摩川内市食育・地産地消推進計画」に基づき、市民に地元農産物の魅力を感じてもらうため、直売所と連携し、安全・安心な農産物の地産地消活動に取り組むとともに、



市民や子どもへの農業とのふれあいを体験させる食農教育活動を通して、農産物の販売促進に努めます。

第2節 農業の振興

＜現状と課題＞

わが国の農業を取り巻く情勢は、国際的には農産物の自由貿易化が加速し、多種多様な輸入農産物が増加する中で、農産物価格の低迷や農業用資材の高騰化により、農業経営は厳しく国内自給率も40%と低迷しています。また一方では、消費者の安全・安心志向が高まり、食の大切さが大きくクローズアップされる時代となっています。

一方、本市の農業を取り巻く状況は、農家人口の減少と農家の高齢化や後継者不足に伴い、農業生産力が低下し耕作放棄地が年々増加しており、環境への影響が懸念されているところです。このような厳しい環境の中、本市では、水稻を中心に園芸重点7品目である「らっきょう」「ごぼう」「ゴーヤー」「いちご」「やまのいも」「きんかん」「ぶどう」を含む野菜、果樹、工芸作物、花き、畜産など多様な農業が取り組まれています。

今後、農家の所得向上と経営安定を図るためには、これらの作物を組み合わせた複合経営を推進するとともに、ほ場やかんがい排水対策等の生産基盤の整備に加え、将来の農業の担い手となる後継者や新規就農者の確保と集落営農組織の育成や遊休農地の有効活用に努める必要があります。また、環境に配慮しながら地域特性を活かした魅力ある農産物の生産と活力ある地域農業を推進していくことが重要です。

また、農山村地域の活性化を図る上では、グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流を推進する取り組みが必要です。

さらに、畜産では、景気後退による畜産物価格の低迷により肉用牛繁殖・肥育、養豚、酪農、養鶏の全畜種にわたって厳しい経営状況が続いていますが、和牛子牛価格は全国トップクラスを維持しており、特に高齢繁殖農家の生きがいと生産意欲は健在です。したがって、今後とも家畜の改良増殖や防疫対策、受胎率向上対策、自給飼料確保等の生産性向上に努める必要があります。

■専業兼業別農家数

(単位：戸)

年 次	専 業	兼 業			総 数
		第 1 種兼業	第 2 種兼業	計	
平成 2 年	1,419	904	3,386	4,290	5,709
平成 7 年	1,197	830	2,704	3,534	4,731
平成 12 年	1,159	431	2,232	2,663	3,822
平成 17 年	1,118	312	1,473	1,785	2,903

(資料：農林業センサス)

■農業就業人口（販売農家）及び総人口に占める構成比の推移

(単位：人，%)

年 度	総人口（人）	農業就業人口（人）	構成比（%）
平成 7 年度	106,737	6,332	5.9
平成 12 年度	105,464	5,623	5.3
平成 17 年度	102,370	4,574	4.5

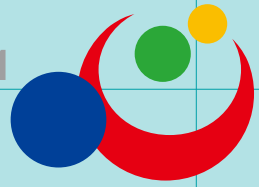
(資料：農林業センサス)

■年齢別就業人口（販売農家）

(単位：人，%)

年 度		40歳未満	60歳未満	65歳未満	65歳以上	合計
平成 7 年度		560	1,206	1,175	3,391	6,332
平成 12 年度		542	743	776	3,562	5,623
平成 17 年度		374	580	446	3,174	4,574
構成比	平成 7 年度	9	19	19	53	100
	平成 12 年度	10	13	14	63	100
	平成 17 年度	8	13	10	69	100

(資料：農林業センサス)



■耕作放棄地（平成 20 年度調査）

（単位：ha，％）

地域	耕地面積		耕作放棄地		耕作放棄地率	
	全体	農振農用地	全体	農振農用地	全体	農振農用地
川内	4,253	1,431	909	241	21.4	16.8
樋脇	1,570	547	383	48	24.4	8.7
入来	1,036	490	151	55	14.6	11.2
東郷	840	340	65	22	7.8	6.5
祁答院	1,208	639	290	25	24.0	4.0
里	234	115	165	65	70.7	56.9
上甑	255	128	131	39	51.3	30.1
下甑	301	133	170	46	56.5	34.3
鹿島	143	0	126	0	88.4	0
全体	9,839	3,822	2,390	541	24.3	14.1

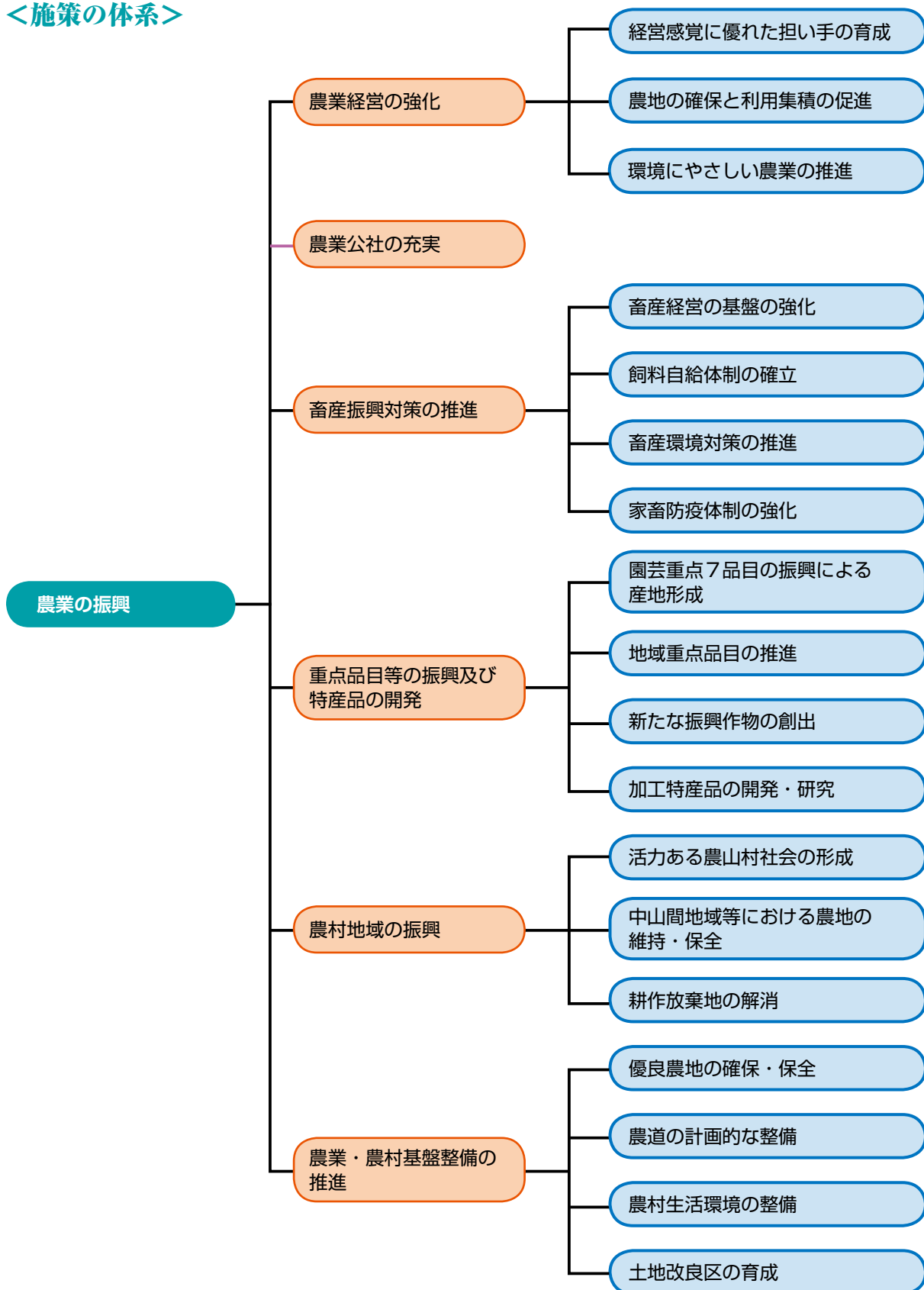
（資料：耕作放棄地全体調査）

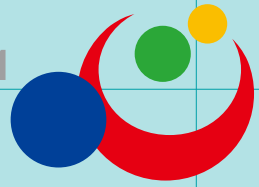
■家畜家さん飼養戸数と飼養頭羽数

			平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
牛	乳用牛	戸数	5	5	5	4
		頭数	191	175	161	155
	肉用牛	戸数	644	619	580	564
		頭数	12,922	13,157	13,854	14,675
馬		戸数	3	3	3	3
		頭数	53	51	53	48
豚		戸数	16	16	15	14
		頭数	13,734	13,102	14,557	11,035
鶏	卵用鶏	戸数	3	3	4	4
		羽数	21,190	20,900	21,789	20,434
	肉用鶏	戸数	28	30	30	27
		羽数	1,045,974	948,100	1,165,625	980,479

（資料：畜産課）

＜施策の体系＞





<計画の内容>

1 農業経営の強化

(1) 経営感覚に優れた担い手の育成

平成19年度に策定した「第1次薩摩川内市農業振興基本計画」において、本市の農業施策の重点的な対象となる経営感覚に優れた担い手の確保対策を基本方針としている。

これを踏まえ、認定農業者の育成へ向けて、認定農業者制度の啓発・普及活動を通して、新たな認定農業者の確保に努めます。

また、今後の地域農業を維持していくためには、地域での共同作業体制を構築する必要があることから、各集落での営農組織による協業化と法人化を推進します。また、後継者やU I J ターン[※]者による就農者及び他産業からの新規参入者の育成と団塊世代の定住化促進による就農への誘導に努めます。

さらに、農業経営や農村地域活動の中で女性の果たす役割も重要であり、農産物の加工から販売までの第6次産業[※]化を推進しながら、共同経営者として農業に参画する女性農業者の育成を図ります。

これらを踏まえ、重点品目を中心とした複合経営を推進し、経営感覚に優れた担い手の育成を図ります。

また、今後の農業振興へ向けた国の基本政策や方針等を踏まえた、農家の育成に取り組めます。

※U I J ターン

大都市から地方への人口還流を「Uターン」現象という。いったん東京や大阪などの大都市に就学または就職した人が郷里に戻る形の労働力異動のことである。戻りたくとも就業の場が極めて少ない地域もあり、その場合、郷里の近くの地方都市で就職する「Jターン」現象も多くなっている。また、大都市の学生や住民が地方に就職・転職することを「Iターン」ともいう。

※第6次産業

農畜産物の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで農業者所得の向上を図るもので、第1次産業から第3次産業までの数字を足した造語のこと。

(2) 農地の確保と利用集積の促進

「薩摩川内農業振興地域整備計画」に基づく農地の整備や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農地の適切な管理を図ります。

また、農地の有効利用を推進するため、各種補助事業等を活用するとともに、情報通信技術を活用した農地の地図情報に基づき農地の流動化を進めながら、農業の担い手となる認定農業者等への利用集積を図ります。

(3) 環境にやさしい農業の推進

化学肥料、農薬等の適正な使用について啓発を図るとともに、「農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会」の活動をととして、農業用廃ビニール、プラスチック及び残農薬等の適正処理を進め、環境にやさしい農業の展開を図ります。

2 農業公社の充実

農作業受委託事業（無人ヘリ防除・育苗・ライスセンター等）の充実、研修事業による新規就農者や後継者の育成、認定農業者や担い手農家への農地集積のための農地利用集積円滑化事業の充実を図り、本市農業の振興と農村の活性化を図り、農業者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持・発展に寄与する農業の展開を図ります。

3 畜産振興対策の推進

(1) 畜産経営の基盤の強化

肉用牛（繁殖・肥育）、酪農、養豚、養鶏の各経営において、新技術の活用及び優良家畜の導入等による家畜改良の推進及び経営規模の拡大に努め、生産性の向上と畜産経営の基盤の強化を図ります。特に本市の主幹作目である肉用牛（繁殖）の増頭を図り、畜舎建設や飼料畑造成等畜産補助事業を積極的に推進することで生産基盤の強化を図ると共に効率的な飼養体系の確保に努めます。

また、鹿児島黒牛の消費拡大を推進するとともに、営農体制の整備やヘルパー事業を推進し、ゆとりある経営を支援します。

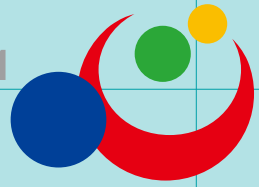
(2) 飼料自給体制の確立

飼料自給率向上を推進するため、水稻農家と畜産農家の連携により、稲わら供給体制の整備を図るとともに、有機物堆肥の有効活用により、地力の増進と良質な粗飼料の生産を図ります。

また、飼料用稲を発酵させた粗飼料づくりについても支援します。

(3) 畜産環境対策の推進

適正な家畜排泄物処理施設の整備を促進します。また、家畜ふん尿を堆肥化して農地等へ還元するなど有機資源としての適切な管理・利用を図るとともに、地域内での有効利用に努めます。さらに、生ごみ等を含めたバイオマス資源の利活用を図るための堆肥化施設について、農家等の要望に対応して関係機関等と連携し、その整備を支援します。



(4) 家畜防疫体制の強化

法定伝染病の撲滅を図るため、消毒など農家の自主的な防疫対策を促進するとともに、各種ワクチンの接種等により、家畜の疾病や事故等の予防に努めます。また、家畜保健衛生所、農業共済組合との連携を強化し、関係機関と一体となった家畜防疫を進めます。

4 重点品目等の振興及び特産品の開発

(1) 園芸重点7品目の振興による産地形成

野菜・果樹における園芸重点7品目については、産地維持が困難な状況になっていることから、産地の維持及び拡大に取り組む農業者に対して、生産指導・各種補助事業を継続して実施するとともに、販売促進活動の支援を強化します。

また、産地を担っている認定農業者及び認定農業者を目指す担い手農家に対しては、生産指導・補助事業の支援を強化し、農業経営の安定による産地形成を図ります。

かごしまブランド指定品目／きんかん

園芸重点7品目／いちご、ごぼう、らっきょう、ゴーヤー、やまのいも、きんかん、ぶどう

(平成21年7月現在)

(2) 地域重点品目の推進

環境条件・気象条件等を有効に活用して栽培される地域重点品目についても、園芸重点7品目と同様に産地維持が困難な状況であることから、販売促進活動の支援を強化するとともに、産地を担っている担い手農家に対して、生産指導・補助事業の支援をさらに強化し、農業経営の安定による地域の特性を活かした品目のさらなる推進を図ります。

地域重点品目／茶、大豆、水稻（さつま雪もち）、花卉、かんきつ類

(平成21年7月現在)

(3) 新たな振興作物の創出

新たな振興作物については、安定した農業経営が見込める作物の選定が不可欠であることから、生産者及び関係者からの情報収集に努めながら「薩摩川内市農林水産業技術連絡協議会」の活動を強化し、生産者と一体となった試験栽培・試験販売に取り組み、新たな振興作物を創出します。

(4) 加工特産品の開発・研究

市の豊かな地域資源を活かした、加工特産品の開発を促進するため、「市特産品協会」との連携を図りながら、加工特産品コンクールの開催や食の専門家による開発アドバイザー事業の取り組みと各種イベント等での販売促進に向けたPR活動に努めます。

また、農産物加工グループ等と連携し、園芸重点7品目等（らっきょう・ゴーヤー・ごぼう・やまのいも・いちご・きんかん・ぶどう等）を素材とした新たな特産品の開発に努めます。

5 農村地域の振興

(1) 活力ある農山村社会の形成

魅力的で個性あふれるむらづくりを目指した「共生・協働のむらづくり運動」を推進し、地域住民や都市住民にとって、ゆとりややすらぎを実感できる農村社会づくりの支援に努めます。

また、農村集落の活性化のため、都市住民など地域外の活力の導入や、グリーン・ツーリズム等を通じた都市と農村の交流活動、U・I・Jターン者の定住促進など、集落外の多様な主体との連携による新たな「むらづくり」の形成を図ります。

さらに、農産物加工グループ等の活動拠点として、農産物加工センターの活用を促進します。

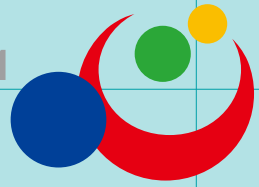
また、高齢農家の生産意欲の向上や農家所得の向上を推進するために、各地域の農林水産物直売所の活動を拡充させ、生産者と消費者のふれあいを促進し、交流人口の増加による活発な地域社会を形成しながら農山村地域の活性化と農業振興を図ります。

(2) 中山間地域等における農地の維持・保全

「農地・水・環境保全向上対策」を活用した農村環境の保全や、「中山間地域等直接支払制度」等を活用した耕作放棄地の発生防止を進めるとともに、農業委員や農業公社と連携しながら、農地流動化・農作業の受委託等を通じて優良農地の維持・保全に努めます。

(3) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地の再生利用を目的とした、「薩摩川内市耕作放棄地対策協議会」活動をととして、農振農用地域内の耕作放棄地のうち、軽微な整地作業で直ちに耕作することが可能な耕作放棄地の解消を当面の目標として、各種の補助事業等を活用した農地再生利用対策に取り組み、耕作放棄地の解消に努めます。



6 農業・農村基盤整備の推進

(1) 優良農地の確保・保全

優良農地の確保と保全を図るため、ほ場整備事業を推進するとともに、農業用水の確保や農業用排水施設の整備・改良を進めます。

(2) 農道の計画的な整備

農産物の流通の円滑化を図るための基幹農道をはじめ、一般農道等の計画的な整備を進めます。

(3) 農村生活環境の整備

農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水事業等の生活排水対策を実施するほか、農道舗装や用排水路等の整備を進めます。また、集落内の道路・公園など農業集落の生活基盤の整備に努めます。

(4) 土地改良区の育成

土地改良区の合併・解散等の指導を行うとともに、土地改良区の育成に努めます。また、薩摩川内市土地改良区域外についても、農業農村整備事業導入時点で薩摩川内市土地改良区に地区編入するよう関係者及び受益者等に指導・助言を行います。

第3節 林業の振興

<現状と課題>

近年の森林・林業を取り巻く情勢は、外材輸入量の増加、木材価格の低迷、労働力の減少・高齢化等極めて厳しい状況にあります。本市でも手入れの行き届かない森林が増加しており、水源かん養の維持、山地災害の防止、地球温暖化防止、景観保全等公益的機能発揮の観点からも支障を来しかねない状況となっています。

そこで、本市においても、森林組合を中心に策定した「森林施業計画」に基づいて、除伐・枝打等の保育及び間伐の実施により森林の整備を進めています。戦後植栽されたスギ・ヒノキ等の人工林は、樹齢がかなり高くなってきており伐期を迎えています。

しかしながら、木材価格の低迷から通常の伐期で伐採しても収益が見込めず、伐採後の再造林がなされない懸念があります。

このようなことから、通常の伐期施業（40年～45年）から、伐期の到来した樹木を皆伐せずに間伐を繰り返し行う長伐期施業（通常の伐期の約2倍）に転換する施業の推進を図るとともに、分収林[※]の契約期間の延長にも取り組むことが重要となっています。

さらに、甌島では、人工林が小さな面積で分散しているため、施業の共同化が行いにくい状況にあり、シイ・カシ・ツバキ等を主体とした天然広葉樹が多く、これらを活かした広葉樹林の改良を行うとともに、必要に応じて山地災害防止のための施設を整備していきます。

今後、森林の経済的機能、公益的機能を持続的に発揮させるためには、林業労働力の確保、林業経営基盤の強化、林道・作業路等の生産基盤の整備を図り、適正な森林施業の推進を図る必要があります。

※分収林

森林所有者、造林・保育を行う者、費用負担者の3者、または2者で分収林契約を結び、造林・保育したのち伐採してその収益を分け合う森林のこと。

■利用地別林野面積（平成20年4月1日現在）

（単位：ha）

総面積	針葉樹		広葉樹		竹林	災害跡地 伐採跡地	木立 木地	更 新 困難地	その他
	人工林	天然林	人工林	天然林					
41,006	19,403	47	710	18,605	1,717	2	232	122	—

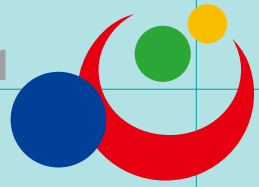
（資料：林務水産課）

■特用林産物生産高（平成20年）

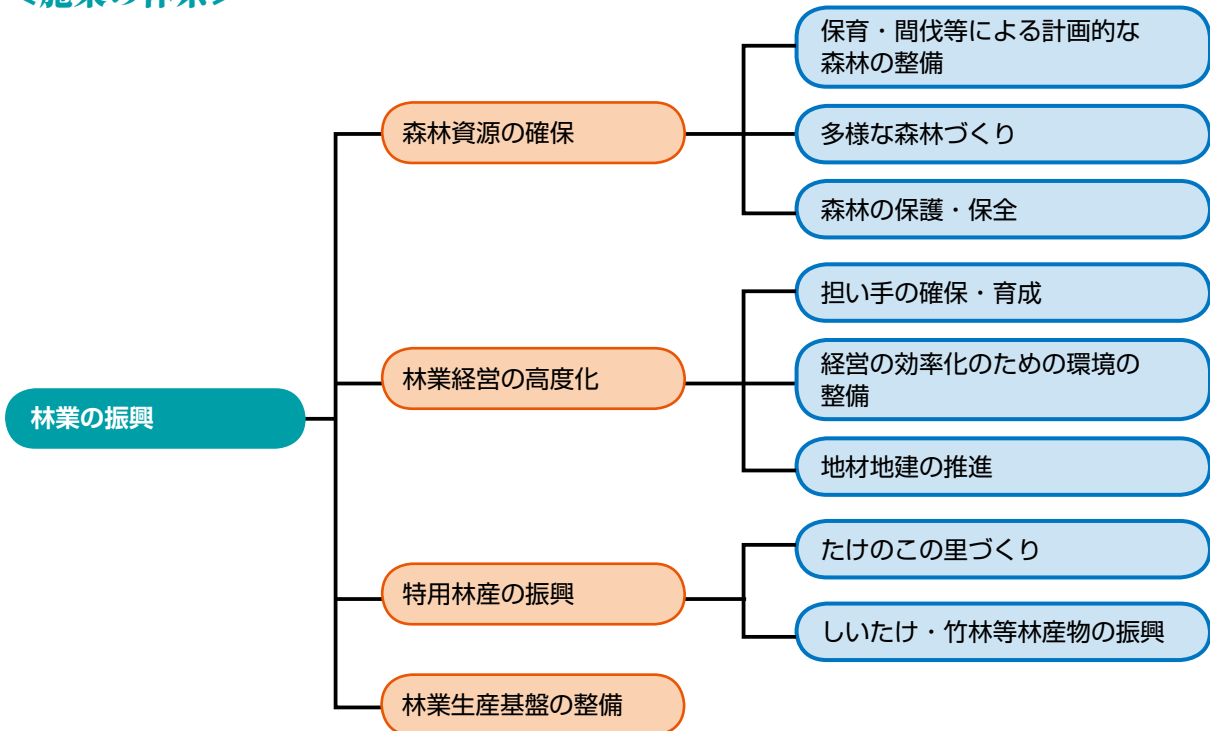
（単位：千円）

くり実	きのこ類		竹林		タケノコ
	生しいたけ	乾しいたけ	モウソウ	ホテイ	
200	25,200	2,219	1,155	1,800	157,340

（資料：林務水産課）



＜施策の体系＞



＜計画の内容＞

1 森林資源の確保

(1) 保育・間伐等による計画的な森林の整備

スギ・ヒノキ・クヌギ等の人工林について、下刈・除伐・枝打等の保育及び間伐を森林施業計画に基づいて計画的に実施するとともに、特に、間伐については利用間伐の促進に努め、森林の公益的機能の維持・増進を図ります。

(2) 多様な森林づくり

森林の立地条件や地域の特性を踏まえ、長伐期・複層林・天然広葉樹林の整備など多様な森林施業を進めます。さらに、市みどり推進協議会や緑の少年団等の育成に努めます。

(3) 森林の保護・保全

海岸沿いの防風・防潮機能を有する高度公益機能松林を守るため、薬剤の空中散布及び伐倒駆除を実施し、松くい虫による被害の拡大防止に努めます。

また、山地災害の未然防止と災害時の復旧を図るため、危険箇所の現地調査を行い、

緊急性の高いところから優先的に治山事業を実施します。

さらに、イノシシ・シカ等有害鳥獣による農林産物の被害が多く発生していることから、猟友会による有害鳥獣捕獲体制の充実を図ります。

2 林業経営の高度化

(1) 担い手の確保・育成

今後の林業従事者の確保・育成については、森林組合を中心に作業班、林産班等の充実を図り、地元林家の要請にこたえるものとします。また、林業従事者の労働条件の改善や社会保障制度加入を進め、担い手の確保・育成に努めます。

(2) 経営の効率化のための環境の整備

本市においては、小規模な林家が多いことから、高性能林業機械の導入によって効率的な作業システムを確立するため、研修の実施や導入時の支援等を通じてその普及を図ります。

(3) 地材地建の推進

地域で生産・加工された木材を地域で使用する「地材地建」の取組を促進するため、市内産木材の需要の拡大に向けたPRの強化、木材加工企業との連携等を進めます。

3 特用林産の振興

(1) たけのこの里づくり

近年、生産者の高齢化や後継者不足等で管理が行き届かない竹林が多くなっていることから、荒廃竹林の改良等による基盤整備を通じて、早掘りたけのこのブランド化を進め、林家所得の向上に努めます。また、JAやたけのこ加工場等と連携して販路の拡大に努めます。

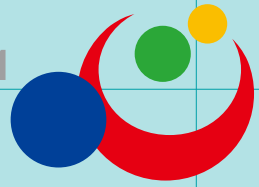
(2) しいたけ・竹材等林産物の振興

林産物の生産の振興を図るため、椎茸、ツバキの実、くりの実等の林産物の生産拡大を図ります。

特に、竹材、広葉樹の利用を促進するため、荒廃竹林・山林の整備やチップ等の生産に取り組む協業体・林業事業体等の支援・育成に努めます。

4 林業生産基盤の整備

木材の搬出や森林施業の効率化のため、「北薩地域森林計画」に基づいて、計画的に



林道の開設・改良・舗装を実施するとともに、作業路や集材路を開設するなど、林業生産基盤の整備を図ります。

第4節 水産業の振興

<現状と課題>

本市の漁業については、東シナ海を漁場として、川内地域及び甑島の4地域において船曳網漁、刺網漁、定置網漁及び吾智網漁を中心に営まれており、甑島では、夏場のアワビ漁やカンパチ、マグロ、シマアジ等の養殖も営まれています。特に、下甑の手打地区には、海洋深層水の取水地もあることから、農林水産物の高付加価値化等のための有効活用も推進されています。

また、川内川においては、鰻のシラス漁も営まれ、これを使った養鰻業も盛んに営まれています。

本市の漁業を取り巻く環境は、藻場の消失等による漁獲量の減少や、輸入水産物の増加による漁価の低迷、さらには、漁業就業者の減少・高齢化など、依然として厳しい状況が続いています。

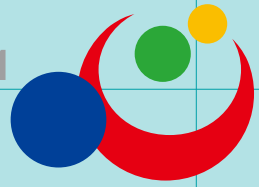
これらの課題を解決するため、漁協とも連携を図りながら、つくり育てる漁業をより一層推進し、水産資源の維持・増大を図ることが重要です。また、加工、流通体系の整備や、漁村の生活環境の整備と合わせ、後継者の育成及び新規就労者に対する支援等、担い手の確保に関する施策を展開していく必要があります。さらに、漁業経営の近代化や安定化を図る観点から、流通の拠点となる水産物地方卸売市場の整備も課題となってきます。

■漁獲物水揚高

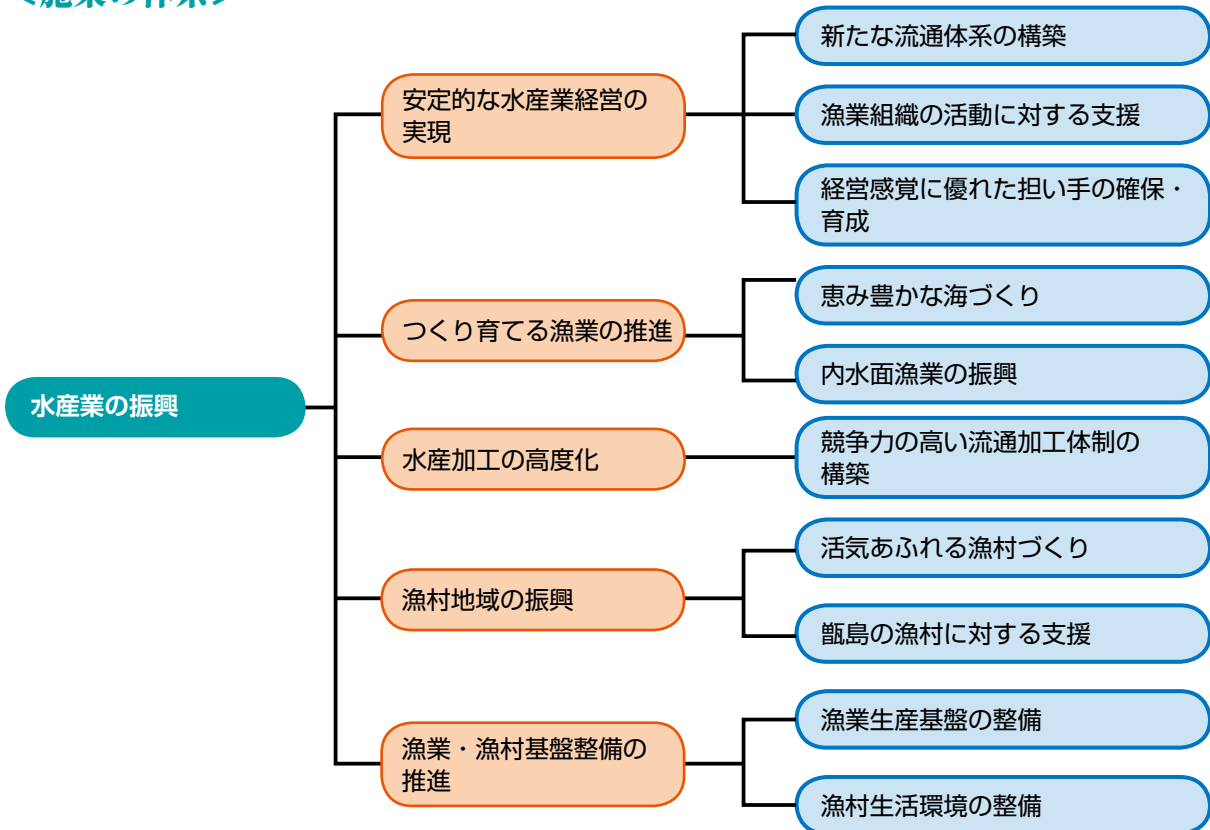
(単位：kg, 千円)

種別		平成18年		平成19年		平成20年	
		水揚高	金額	水揚高	金額	水揚高	金額
海面漁業	きびなご	853,295	296,339	766,027	288,718	814,214	342,277
	かじき類	154,427	162,274	139,343	71,334	37,612	33,853
	あじ類	164,523	114,648	130,027	112,836	130,545	95,354
	たい類	58,581	58,634	53,773	55,017	64,924	65,286
	その他	1,339,812	538,423	1,749,968	716,925	1,525,033	1,029,754
	合計	2,570,638	1,170,318	2,839,138	1,244,830	2,572,328	1,566,524
内水面漁業	しらすうなぎ	206	49,959	197	105,394	247	43,517
	うなぎ	4,700	10,340	3,000	8,936	3,000	6,000
	あゆ	3,000	6,000	2,700	5,400	2,600	5,200
	その他	31,900	35,580	20,400	9,966	6,910	8,240
	合計	39,806	101,879	26,297	129,696	12,757	62,957
水産養殖業	成鰻	544,678	871,484	605,398	968,636	568,071	1,370,462
	ヒラメ	186,545	277,075	153,230	255,325	151,000	220,000
	クルマエビ	17,462	85,767	10,515	82,117	17,200	111,800
	その他	200	153	500	356	600	410
	合計	748,885	1,234,479	769,643	1,306,434	736,871	1,702,672

(資料：林務水産課)



＜施策の体系＞



＜計画の内容＞

1 安定的な水産業経営の実現

(1) 新たな流通体系の構築

地産地消を基本とした新しい流通体系の構築を図るため、キビナゴ、チリメン、ウナギ等の水産加工の高度化やブランド化を推進し、水産業経営の安定化を目指します。また、海洋深層水の有効活用や流通体制の強化等により、競争力のある水産業の確立を図ります。

(2) 漁業組織の活動に対する支援

漁業の健全な発展を図るため、漁業協同組合等が行う各種事業等に対し支援を行うとともに、厳しい状況にある漁業者及び漁業組織の経営の維持を図るための支援を行います。

(3) 経営感覚に優れた担い手の確保・育成

県が実施する体験学習の推進や、漁業青年部や生産グループへの支援、さらには、漁村社会をリードする青年漁業士や指導漁業士等の育成に努め、経済情勢等の変化に的確に対応できる担い手の確保・育成を図ります。

2 つくり育てる漁業の推進

(1) 恵み豊かな海づくり

ア 水産資源の維持・増大

水産資源の維持・増大を図るため、タイ、ヒラメ、アワビ等の種苗放流を計画的に進めるほか、アマモ等の敷設により、水域環境の改善に努めるとともに、藻場の食害となるシロウニ・ガンガセやサンゴの食害となるオニヒトデの駆除を促進します。

イ 養殖業の振興

つくり育てる漁業として、マグロ・カンパチ等の養殖業の支援を行います。

ウ 資源管理型漁業の推進

水産資源を適切に管理しつつ、持続的に利用するため、漁業者による自主的な資源管理型漁業の展開を促進します。

(2) 内水面漁業の振興

ア 水産資源の維持・拡大

川内川及びその支流の水産資源の維持・増大を図るため、共同漁業権を持つ漁業協同組合が行う放流事業等に対する支援を行います。

イ 養鰻業の振興と販路の拡大

養鰻業の振興を図るため、薩摩川内うなぎのブランド化を推進するとともに、生産・加工・販売ルート確立を支援します。

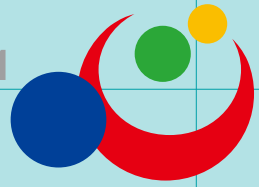
3 水産加工の高度化

(1) 競争力の高い流通加工体制の構築

ア 特産品等の販路の拡大

多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、安全・安心な水産物の生産及び付加価値のある加工品の新規開発等を促進します。また、加工業者と流通業界との連携を促進し、特産魚種のブランド化を進めるほか、情報通信を利用した地域ネットワーク及び販売ネットワークを構築し、販路の拡大に努めます。

イ 水産物流通体制の強化



水産物流通体制の強化を図るため、流通の拠点となる水産物地方卸売市場の具体化に向けた検討を進めるとともに、市場に求められる機能等についても、調査・研究を行います。

4 漁村地域の振興

(1) 活気あふれる漁村づくり

ブルー・ツーリズム等滞在体験型観光を推進するとともに、海洋性レクリエーションの振興を図ることにより、漁村の住民と都市の住民との交流を促進し、活力ある漁村づくりを目指します。

(2) 甌島の漁村に対する支援

甌島においては、漁村が担っている海域環境保全の役割の強化や海域が持つ多面的機能の維持・増大を図るとともに、離島漁業の再生を促進するため、離島漁業再生支援交付金を活用した活力ある漁村づくりに努めます。

5 漁業・漁村基盤整備の推進

(1) 漁業生産基盤の整備

漁港漁場整備長期計画等に基づき、安全で使いやすい漁港づくりを目指すとともに、豊かな漁場の維持・再生を図るための魚礁設置や藻場造成等を進め、漁港・漁場の一体的かつ計画的な整備の促進に努めます。

(2) 漁村生活環境の整備

漁村生活環境の改善を図るため、漁業集落排水事業等の生活排水対策の充実に努めるほか、集落内の道路・公園など漁業集落の生活基盤の整備に努めます。

第5節 商工業の振興

<現状と課題>

商業・サービス業

本市の商業は、従業員数、商店数、商品販売額ともに減少傾向にあります。さらに、近年の車社会の進展や規制緩和、流通構造の変化により、郊外型の大規模小売店舗、ホーム

センター、コンビニエンスストアの出店が相次いでいます。

中心市街地の商店街などは、来客や店舗数の減少、空き店舗の増加など厳しい状況にあるため、薩摩川内市中心市街地活性化協議会、株式会社まちづくり薩摩川内を中心とした中心市街地の活性化を促進する必要があります。

今後、北薩の中心都市にふさわしい商業中心地として、にぎわいのある核を形成し、地域活性化の発信地として、まちづくりと一体となった個性と魅力ある商業集積が求められます。

また、市内小売業の大半を中小経営が占めているため、社会経済の変化に即応した活発な商業活動が展開できるよう、経営体質の強化と経営の高度化を図ることも必要です。

さらに、中心市街地活性化に向けては、商業の活性化だけではなく、街なか居住促進のための取り組みも求められています。

また、経済のソフト化・サービス化が進む中、企業の外部委託（アウトソーシング）が拡大し、高度情報化に対応した情報サービス業などの産業支援機能の集積が求められるようになっていきます。

今後、経済社会の成熟化に伴う個人のライフスタイルの変化や価値観の多様化を背景にした生活関連サービスに対する需要の拡大や、高齢化の進行に伴う医療・保健・福祉関連サービスに対する市民ニーズの高まりが予想されます。このため、新しいサービス産業の振興を図るとともに、本市への立地を促進していくことも重要です。

工業

本市の工業は、事業所数では、県内第4位、従業員数・製造品出荷額では第3位という地位を占めています。事業所数、従業員数、製造品出荷額は共に減少傾向にありましたが、平成20年12月の調査では、微増に転じています。

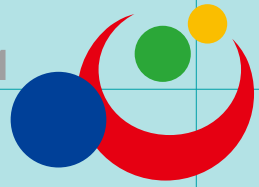
製造品出荷額等による業種構成では、ICパッケージ・産業用機械部品・電子部品と紙・パルプの2業種で全体の4分の3を占め、地場業種である食料品製造業は約1割弱となっています。

市内には、全国的にも著名な大企業も立地していますが、経営基盤の弱い中小企業がほとんどで、景気の低迷等の影響を受け、経営環境は厳しい状況となっています。

特に、平成20年9月の米国発の世界的な金融危機は、本市の経済にも大きな影響を及ぼし、企業の収益の悪化等により、中小企業の生産活動にも大きな影響を与えています。

このため、地場産業については、近代化・合理化を促進し、成長力のある企業に育成していく必要があります。

また、本市に設置されている川薩人材育成センター、川内職業能力開発短期大学校などを活用しながら、既存企業の技術等の高度化や新分野への進出の促進、新規成長分野にお



けるベンチャー企業等の起業化支援に取り組んでいくことも必要です。

立地企業による雇用の果たす役割は、地域経済にとって大変大きなものとなっています。このため、南九州西回り自動車道及び九州新幹線の整備によるインパクトや電源立地地域としての優位性を活かし、環境・新エネルギー産業等の今後の成長産業をはじめとする発展性のある業種の積極的な誘致を進めるとともに、既存産業との企業間連携の促進などにより、地域産業全体の振興を図っていく必要があります。

しかしながら、本市においては、新規企業の誘致を図るための工業団地の整備が喫緊の課題です。

■商店の概況（飲食店を除く）

平成19年6月1日現在 （単位：店、人、百万）

業 種	商店数	従業員数	年間販売額	1店当たり 従業者数	1店当たり 年間販売額
卸売業計	214	1,504	72,806	7.0	340
小売業計	1,139	6,004	87,101	5.3	76
合 計	1,353	7,508	159,907	5.5	118

（資料：商業統計調査）

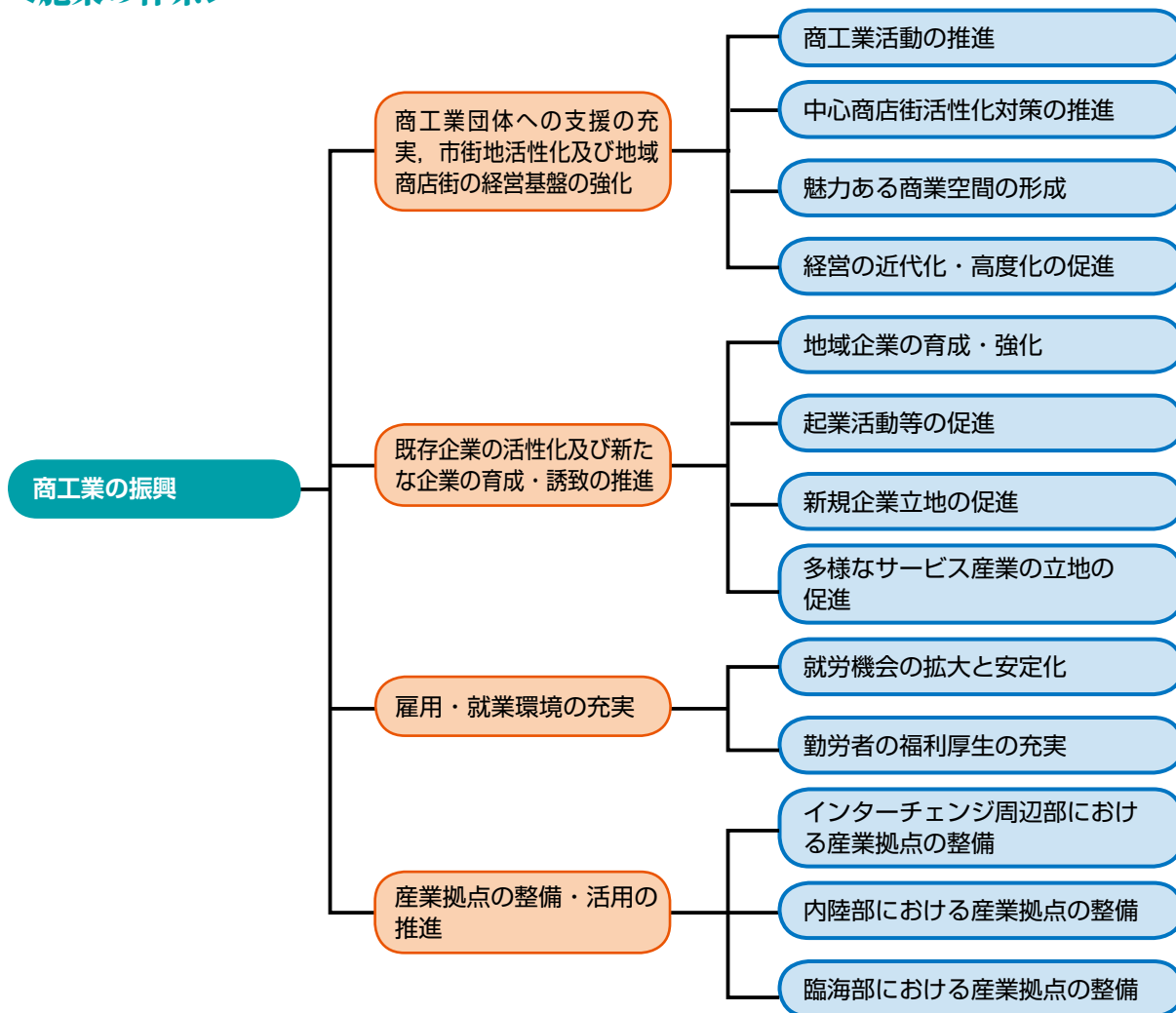
■業種別製造品出荷数

（単位：百万円）

区分	年次	平成17年	平成18年	平成19年
食 料		10,919	11,845	13,729
飲 料		12,130	11,476	11,046
衣 服		164	126	129
木 材		1,070	767	656
家 具		604	586	528
紙		32,246	32,737	31,597
印 刷		1,156	1,078	1,034
化 学		1,362	1,410	2,245
プラスチック		1,959	2,243	2,365
窯 業		86,647	102,978	98,563
金 属		7,000	7,033	7,472
機 械		4,353	5,158	5,311
電 気		1,775	1,869	2,148
電 子		18,045	16,500	20,922
そ の 他		761	701	707
合 計		180,191	196,507	198,452

（資料：工業統計調査）

<施策の体系>



<計画の内容>

1 商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化

(1) 商工業活動の推進

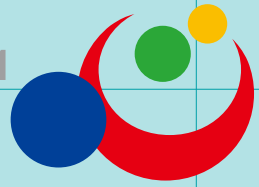
ア 商工会議所・商工会との連携

商工会議所・商工会と連携のもと、商工業者への経営指導・相談の充実を図るとともに、商工業者の育成や起業化の支援に努めます。

イ 商店街組合等の育成・強化

小売業者等の経営基盤の充実・強化を図るため、商店街組合や商工団体の育成・強化に努めるとともに、意欲的な若手経営者などリーダーの育成に努めます。

ウ 融資制度等の充実



中小小売業が独創性・機動性を発揮しながら新たな営業の展開を図ることができるよう、経営ノウハウ・技術・情報の取得などソフト面での取組を支援するとともに、中小企業の経営安定を図るために、経営資金等の利子補助を行います。

また、併せて国・県の融資制度の周知・紹介、相談等を実施します。

(2) 中心商店街活性化対策の推進

ア 中心商店街再生への支援

中心市街地のまちづくりの主体として設立された株式会社まちづくり薩摩川内が行う各種活性化事業に対して支援を行います。

また、商業の活性化と商店街におけるにぎわいの創出を図るため、空き店舗を活用した事業や新たに商業者等に対する意識動向調査等を行い、中心商店街の再生を目指します。

イ 商店街活性化イベント事業への支援

商店街におけるにぎわいの創出を図るため、国・県等の制度を活用しながら、商店街や株式会社まちづくり薩摩川内が行う各種イベント事業等を支援します。

また、個店の魅力を高めるため一店逸品づくりと併せたイベントを行い、商店街の振興、中心市街地の活性化を進めます。

(3) 魅力ある商業空間の形成

ア 機能的な商業空間の形成

市街地商業地におけるにぎわいのある商業核の形成と車社会に対応した機能的な商業空間づくりに努めます。

イ アメニティ豊かな都市環境の整備

美化・緑化と併せて、地域の歴史・文化を活かした歩行者空間の整備などに取り組み、楽しく快適に歩ける都市アメニティ（都市環境の快適性、魅力ある環境、生活の質など）豊かな都市環境づくりを進めるとともに、市街地においては、既存施設等の有効活用によるコンパクトな便利で暮らしやすいまちづくりを目指します。

ウ 沿道・地域商業空間の整備

市街地周辺部の幹線道路沿道に形成されつつある商業・サービス集積地については、歩行者空間の安全性確保や、円滑な自動車交通を促進し、また、各地域の商店街については、地域社会と調和のとれた商業・サービス空間づくりに努めます。

(4) 経営の近代化・高度化の促進

ア 経営診断等の充実

既成の立地条件に依存した経営形態からの脱却のため、顧客分析など個別店舗の

経営診断や指導の充実に努めるとともに、IT等の活用による経営の近代化・高度化や事業の共同化、協業化を促進します。

イ 新たな流通・販売形態への対応の促進

顧客への適切な商品情報・知識の提供など販売周辺サービスの向上を促進するとともに、インターネット利用による電子商取引の拡大など新しい流通形態・販売形態への対応や販路の開拓を促進します。

2 既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進

(1) 地域企業の育成・強化

ア 経営基盤の強化

地場産業等の経営基盤の強化を図るため、経営の近代化、情報化等を促進するとともに、県・商工団体等の主催する各種研修会や県の専門家派遣等を活用しながら、経営者の意識の高揚や人材の育成に努めます。

また、国・県、商工団体等と連携・協力しながら、融資制度の紹介・充実に努めます。

イ 経営・技術の高度化の促進

市内中小製造業等の活性化、経営の高度化を促進するため、(財)かごしま産業支援センター、商工会議所・商工会等と協力して、経営情報の提供、経営診断・指導助言などの支援を推進します。

ウ 産学官連携の推進

県の試験研究機関、川内職業能力開発短期大学校等と連携し、新技術・新製品等の研究開発を促進するとともに、これらの機関における研究成果が、市内企業に対して技術移転・情報提供されるよう促します。

エ 販路の拡大の促進

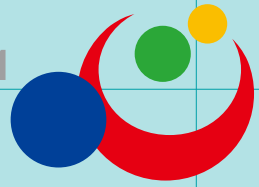
物産展など地域産品の各種展示会や見本市等への出展を支援するとともに、かごしまビジネスサポートセンターやかごしま海外ビジネス支援センターなどの活用を通じて、大都市圏を始めとする県外・海外での営業活動や販路の拡大を促進します。

(2) 起業活動等の促進

ア 異業種交流の促進

技術や市場に関する情報交換、知識・資源の融合化による新商品・新技術の開発、販路開拓等を支援するため、企業間の異業種交流を促進します。

また、企業との研修会などを開催し、取引・業務範囲の拡大、業態転換などを促進します。



イ 起業活動・農商工連携への支援

竹細工、甲冑制作等固有の伝統技術と、新しい薩摩川内ブランドを構築するための独創的な製造技術、発想等を活かして新たな分野に取り組む起業家や新規事業を開拓しようとする地域企業に対し、技術開発・人材育成・融資等に関する制度や関係機関の紹介などの支援を行います。

また、本市の優良な資源を活かした新たな事業への取り組みを支援します。

さらに、海洋深層水については、農林水産物の高付加価値化等、その利活用について調査・研究を進めます。

(3) 新規企業立地の促進

ア 高速交通網に対応した誘致の推進

九州新幹線や南九州西回り自動車道等の高速交通網が、今後、更に充実することから、物流関連企業やIT関連企業等に対する積極的な誘致活動を展開し、インターチェンジ周辺や内陸部のハイテク拠点地区※等への進出及び定着を強力に働きかけていきます。

イ 新規成長産業等の誘致の推進

地球温暖化対策に対応するため、太陽光をはじめとする新エネルギー関連産業及び燃料電池や高性能蓄電池等の次世代自動車関連産業等の企業動向を注視しながら、進出の可能性のある企業への誘致活動を推進するとともに、ハイテク拠点地区等の立地条件を活かし、電子・情報通信技術関連産業の誘致、川内港を活用した物流・食品関連産業の企業誘致に取り組みます。

ウ 高付加価値産業等の誘致の推進

市内産業の高度化、業種構成の多様化等を促進するため、高付加価値型産業※や研究開発型企業※などの積極的な誘致に取り組みます。

エ 助成措置の有効活用

各種助成措置の充実及び有効活用を図りながら、企業誘致を積極的に推進します。

※ハイテク拠点地区

川内職業能力開発短期大学校及び高城農工団地周辺地区で、先端産業と技術教育機関の立地条件を活かして、次代を担う技術者の養成を図るとともに、周辺地区へのIT関連産業や支援機能等の立地を誘導するなど、ハイテク拠点としての充実・強化を図ることとしている。

※高付加価値型産業

独自の技術・ノウハウを持つことによって大きな付加価値を生み出すことができる産業。現状では情報通信関連の多くの企業が含まれるが、技術進歩、価値観、社会システム等の変化によって時代と共に主客交代する。

※研究開発型企業

独自の創造性に富んだ技術・ノウハウ等を持ち、研究開発を続けることによって常に新しい技術・製品を生み出そうとする企業

(4) 多様なサービス産業の立地の促進

ア 対個人サービス業の立地の促進

経済社会の成熟化，少子・高齢化の進行等に伴う市民ニーズの多様化に対応した文化・学習，保健・医療・福祉，観光，生活サービス等の様々な対個人サービス業の立地の促進に努めます。

イ 対事業所サービス業の立地の促進

企業の外部委託（アウトソーシング）の拡大への対応や企業の誘致環境の充実を促すため，情報処理，印刷・文書処理，人材派遣・業務代行をはじめとする産業支援型の対事業所サービス業の育成・強化を図るとともに，立地の促進に努めます。

3 雇用・就業環境の充実

(1) 就労機会の拡大と安定化

ア 円滑な雇用の促進

近年の経済雇用状況の悪化に対処するため，企業，ハローワーク等の関係機関と協調しながら，職業相談・情報提供機能の充実・強化を促進するとともに，再就職サポートや職業能力の開発など就業援助施策の充実を図り，U J I ターン希望者や中高年齢者をはじめとする求職者の円滑な雇用の促進に努めます。

また，併せて，フリーター*やニート*に関しては，関係機関との連携を強化しながら，国等が実施する雇用対策等の周知を図ります。

イ 高齢者・障害者の雇用の促進

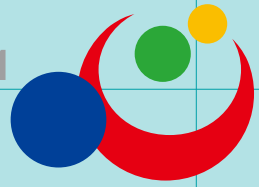
定年退職後における高齢者の雇用機会を確保するため，それぞれの生活態様に合わせた多様で適正な就業機会の確保を図ります。特に，高齢者の雇用対策としてのシルバー人材センターの充実に努めるとともに，障害者の雇用については，法定雇用率の周知を図ります。

ウ 人材の育成と職業能力の開発

竹細工，甲冑制作等の伝統技術や新しい薩摩川内ブランド・地場産品等の製造技術を後世に伝えるための人材育成を促進します。

また，勤労者が職業生活の全期間を通じて，段階的・体系的に職業能力の開発・向上を図ることができるよう，生涯学習との連携を強化するとともに，川薩人材育成センター，川内職業能力開発短期大学校などの関係機関と協調しながら，能力開発に関する相談・情報提供の充実などに努めます。

併せて，障害者に対し，その能力に適する職種に就業するための基礎となる知識・技能の習得等により自立を促進するとともに，鹿児島障害者職業能力開発校と連携して，障害者の職業能力の開発等に努めます。



エ 男女雇用機会均等の促進

募集・採用，配置・昇進，教育訓練，福利厚生，定年・退職・解雇の各段階において，男女が均等に機会を与えられ，平等に取り扱われるよう，関係機関との連携を強化し，企業，事業者等に働きかけます。

※フリーター

会社や団体組織に正社員や職員として所属せず，時給や日給による給与を主な収入源として生活する人のことをいう。恒常的なアルバイトを主な収入源とする人とほぼ同義である。特に10代後半から30代前半の年齢層に対してこの言葉を使う。フリー（英語）＋アルバイト（独語）を略した，和製語

※ニート

Not in Employment, Education or Training の略で，職に就かず，学校機関にも所属せず，そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者を指す。1990年代末のイギリスで生まれた言葉

(2) 勤労者の福利厚生の充実

ア 適正な労働条件の確保

中途採用者，パートタイム労働者や派遣・契約社員などの増加に対応して，これらの職種における適正な労働条件の確保や中小企業における労務管理の改善の促進に努めます。

イ 就業形態の多様化への対応

情報化の進展に伴う遠隔勤務の普及など，就業形態の多様化に対応して，地域情報通信網の高度化等に努めます。

ウ 仕事と家庭生活の両立の支援

家庭的責任を担う勤労者が仕事と家庭生活との両立を図ることができるよう，企業による育児休業制度や介護休業制度の周知・啓発に努めるとともに，ファミリー・サポート・センターの充実等地域における子育て支援機能や介護支援機能の充実・強化を図ります。

エ 勤労者福祉の向上

完全週休2日制の普及や年次有給休暇等の取得を促進するなど，労働条件の改善について周知を図るとともに，多様な有給休暇制度の導入を促進します。

また，中小企業における安全衛生，職場環境，福利厚生等の向上を促進するなど，働きやすい就業環境の確保に取り組みます。

4 産業拠点の整備・活用の推進

(1) インターチェンジ周辺部における産業拠点の整備

南九州西回り自動車道の薩摩川内郡，高江（仮称）及び川内（仮称）の各インターチェンジの周辺部においては，企業活動の利便性や交通アクセスの向上などによる条

件整備を進めるとともに、自然・住環境との調和など、地域の優位性を活かした工業団地の整備を検討します。

(2) 内陸部における産業拠点の整備

ハイテク拠点地区等における先端産業、高等技術教育機関の立地条件及び内陸部における企業立地基盤整備の可能性について、各種インフラ整備の状況を勘案しながら、用地の確保及び土地開発規制にかかる調査・研究を進め、地域住環境や農地保全に配慮した工業団地の整備を検討します。

(3) 臨海部における産業拠点の整備

重要港湾川内港の利活用及び南九州西回り自動車道の整備を見据え、海陸一貫輸送に重点を置いた物流・食品関連産業の拠点づくりを目指し、川内港背後地における関係機関等と協調した工業団地の整備に取り組みます。

第6節 観光の振興

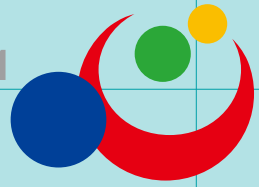
<現状と課題>

今日の観光は、物見遊山的なただ「観る」だけのものから、「個人旅行」、「参加・体験型」、「目的型」へと変化した旅行スタイルといった、体験滞在型観光への移行が見られ、また、急速な高速交通網の発達、景気の低迷や規制緩和による旅行商品の低価格化などにより、様々な地域が入り乱れ、しのぎを削りあう地域間競争の時代にあります。

本市は、川内川花火大会、薩摩川内はんやまつり、川内大綱引等の催事、可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡史跡公園、史跡清色城跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、亀城跡等の歴史的・文化的資源、西方海岸・唐浜海岸、甕島等の変化に富んだ海岸と海水浴場、蘭牟田池などの美しい景観、市比野をはじめとする豊富な温泉資源など、様々な観光資源に恵まれています。観光客の大半は日帰り客・立寄り客であり、経済的な波及効果が小さいのが現状です。

このため、九州新幹線の全線開業及び南九州西回り自動車道の開通による効果を最大限に活かすため、本市に存在する魅力ある地域資源を各地域が連携してネットワーク化することで、地域連携型観光圏を創出し、観光地としての魅力を圏域全体として高めるとともに、北さつまの観光拠点として、広域的な観光資源のネットワーク化を図りながら、観光産業の振興を図っていく必要があります。

特に甕島では、手つかずの自然や個性的な地域文化などの観光資源が数多くあるにもか



かわらず、これらが有効に活かされていないため、今後の活用策を検討する必要があります。

さらに、ホテル旅館組合等との連携を図り、宿泊施設など観光客の受入態勢の強化に努め、交流人口の拡大を図ることも重要です。

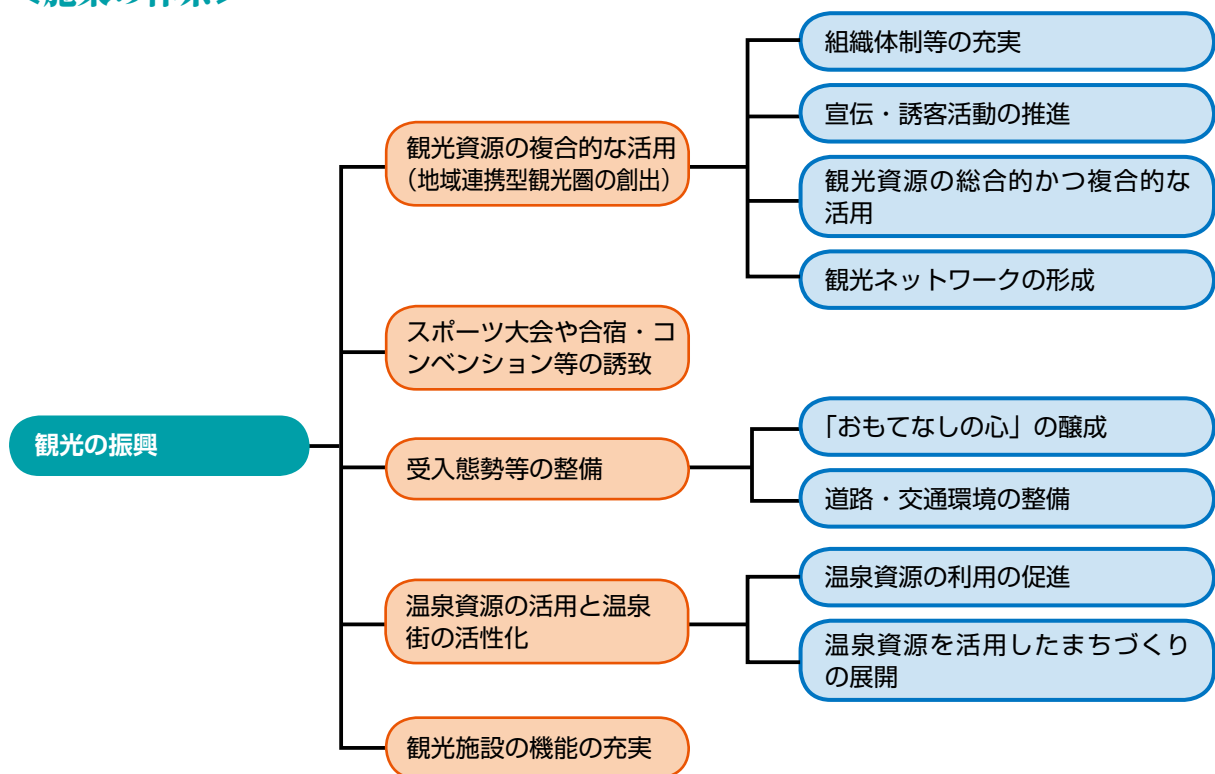
■観光入込客数

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
延べ日帰り観光客数	1,661,181	1,661,953	1,687,055	1,896,452	1,931,548
延べ宿泊観光客数	260,021	261,245	246,356	330,723	332,814
合計（延べ観光客数）	1,921,202	1,923,198	1,933,411	2,227,175	2,264,362

(資料：観光課)

<施策の体系>



<計画の内容>

1 観光資源の複合的な活用（地域連携型観光圏の創出）

(1) 組織体制等の充実

ア 観光産業の振興

観光交流人口や観光消費の拡大を図るとともに、農業・漁業・運輸流通業・商業等の産業間連携を促進することにより、観光関連産業が本市経済を支える新たな産業として確立されることを目指し、薩摩川内市観光振興基本構想「薩摩川内よかまち・きやんせ観光プラン※」に基づく施策等の総合的展開を推進し、本市の観光産業の振興を図ります。

※薩摩川内よかまち・きやんせ観光プラン

観光の概念や枠組みを広く“地域との様々な人的交流”ととらえ、観光振興が本市にとって重要な取組であるという認識を地域や市民が共有し、地域ぐるみの推進体制により実現することを目指す計画のこと。

具体的には、薩摩川内の新しい観光イメージの創出により観光交流人口を拡大し、観光基盤の整備と観光関連産業の育成を図るとともに、本市を訪れる全ての人を「おもてなしの心」でお迎えする体制づくりを進める。

また、同時に、来訪者と市民が交流し、共に楽しむことで「住んでよく、訪れて楽しいまち 薩摩川内」を実現する。

イ 運営組織等の充実

観光振興の取組やイベント等の充実を図るため、観光協会や特産品協会などの組織体制の強化を促進します。

(2) 宣伝・誘客活動の推進

ア 観光情報の提供

観光地としての知名度の向上に向け、分かりやすい観光パンフレットや各種ポスターの作成をはじめ、観光案内所、観光物産展、インターネット、きやんせふるさと館や道の駅等の特産品販売所、マスメディアなどあらゆる場を活用して、観光情報の積極的な発信・宣伝活動に努めます。

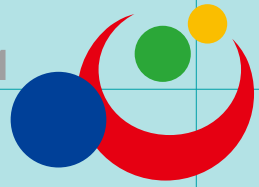
イ 旅行業者・輸送機関等との連携

主要交通機関・旅行業者等とのタイアップを図りながら、効果的な観光宣伝に努めます。

(3) 観光資源の総合的かつ複合的な活用

ア 自然環境の保全と活用

世界的に希少な微生物の生息する貝池がある長目の浜や、国内でも珍しいウミネコの繁殖地の南限となる鹿島断崖、カラフトワシなど珍しい渡り鳥の飛来地である川内川下流域、ラムサール条約の登録湿地になっている蘭牟田池など、本市の持つ



豊かな自然環境の保全に努めます。また、これらの様々な自然環境等の活用を通じて、観光振興を図ります。

イ 祭り・イベントの充実

川内川花火大会、薩摩川内はんやまつり、川内大綱引、市比野温泉よさこい祭り、ウミネコまつりなど、市民のみならず多くの観光客の参加を促すため、積極的な情報の発信に努めるとともに、より魅力あるイベントとなるよう創意・工夫に努めます。

ウ 参加・体験滞在型観光の振興

グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなど個人の興味や関心を喚起するような自然体験滞在型観光の推進をはじめ、川内大綱引、薩摩川内はんやまつりなどの参加ツアーの促進や、観光農園など地域産業との連携による参加・体験滞在型観光の展開など、特色ある観光振興を図り、都市住民との交流を促進します。

エ 甕島の観光振興

離島の立地特性を活かし、離島ならではの「海の暮らし」や「島の生活」を体験交流資源として活用し、本市観光協会甕島案内所を拠点に、ブルー・ツーリズムの取組のほか、甕島の特異な自然景観や植生を活かした観光、半農半漁の生活やスローライフといった素朴な島内の風景や人々との交流など、「島の魅力」を活かした体験交流メニューの発掘を行い、通年型観光を目指した振興策を推進します。

(4) 観光ネットワークの形成

ア 薩摩川内観光資源ネットワークの形成

九州新幹線や南九州西回り自動車道の全線開通を見据えた交流人口の拡大を図るため、海・山、川、湖、温泉や歴史的・文化的資源など市内の様々な地域資源を有機的にネットワーク化させた観光ルートの構築を進め、地域連携型観光圏の創出を目指します。

具体的には、甕島の美しい景観や雄大な海岸線、趣のある温泉街など、地域ごとに新たな観光資源の発掘に努めるとともに、既存のコミュニティバス等の活用によって、地域観光資源の多様な連携を図りながら、農林水産業の体験滞在型観光をはじめ、マリンスポーツ等の振興を図ります。

イ 広域観光ルートの形成

九州新幹線、南九州西回り自動車道などの高速交通網の充実に対応した観光振興を図るため、隣接県・市町との連携・協力を図りながら、広域観光ルートの形成に努めます。

ウ 歴史文化回廊ルートの設定

薩摩街道のほか、可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡史跡公園、史跡清色城跡、

入来麓伝統的建造物群保存地区、倉野磨崖仏、亀城跡など観光価値を持つ歴史・文化ポイントを有機的に結んだ歴史探索ルートや歴史文化回廊ルートの形成を図ります。

2 スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致

全国的なスポーツ合宿やスポーツ大会、コンベンションや自然環境・歴史的・文化的資源を活かした研究活動などの誘致を図るとともに、フィルムコミッション事業を導入します。

3 受入態勢等の整備

(1) 「おもてなしの心」の醸成

本市を来訪した観光客等が快適に滞在し、交流活動等にいそしめるよう、関係機関と連携を図りながら、観光関連産業に従事する者はもとより、市民一人ひとりの意識の啓発を図るなど、「おもてなしの心」（ホスピタリティ）の醸成に努めます。

また、観光客等のニーズに的確に対応するため、観光ガイドの資質向上と体制の充実を図るため、各種講習会の開催や専門講師の派遣を行います。

(2) 道路・交通環境の整備

観光施設等へのアクセス向上を図るため、駐車場、案内標識の設置など道路・交通環境の整備に努めます。

4 温泉資源の活用と温泉街の活性化

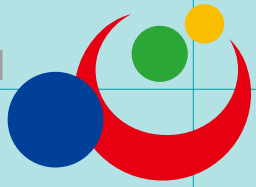
(1) 温泉資源の利用の促進

市内各所で湧出する温泉については、事業者等との連携により、限りある資源として保全を図るとともに、医学的効用と保養の観点から、その利用の促進を図ります。

(2) 温泉資源を活用したまちづくりの展開

川内高城、市比野、入来、藺牟田等の各温泉街については、現在の素朴な雰囲気を持続・保全する方向で周辺整備を進め、趣のある温泉保養観光拠点としてPRを図ります。

また、これらの温泉街へのアクセスの向上を図る観点から、バス、タクシー等の交通サービスの充実を促進します。



5 観光施設の機能の充実

市内の特産品，土産品などを展示・販売できる物産販売所の機能の充実を図るとともに，ネットワーク化を促進します。また，北さつまの観光拠点としてのイメージアップを図るため，温泉・宿泊施設やキャンプ場など観光客等が快適かつ気軽に利用できるようサービスの向上に努め，施設の整備・充実を促進します。

また，市内のホテル・旅館との連携による宿泊，滞在の機能の充実を図ります。